

その他

保険料等について

- 保険始期日の前日までに保険契約の申込みの取下げを行う場合は、保険料および検査手数料について、弊社所定の費用を控除したうえで返戻いたします。
- 現場検査は、保険料等の入金を確認された後に実施しますのでご注意ください。

万が一、事故が発生した場合は

事故が発生した場合には、ただちに担当取次店または弊社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

住宅あんしん保証が破綻した時の取扱い

弊社の経営が破綻した等により保険法人の指定を取り消された場合は、弊社の保険等の業務はその全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

故意・重過失の場合における取扱い（ご契約にあたっての注意事項）

- この保険契約では、保険金をお支払いできない事由のうち「大規模修繕工事業者（被保険者）またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失」により生じた損害については、大規模修繕工事業者に対して保険金をお支払いしません。
- しかしながら、故意・重過失損害担保特約条項が付帯された保険契約の場合で、大規模修繕工事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合は、発注者が直接保険金の請求をすることができます。

- 故意・重過失損害に対する保険金の額が、「住宅リフォーム発注者等救済基金」の残高を超える場合には、お支払いする保険金の額が削減されることがあります。

告知義務・通知義務違反の取扱い

- (1) 契約締結時における注意事項(申込書の記載上の注意事項)
大規模修繕工事業者には、ご契約時に弊社に重要な事項を申し出ていただく義務（「告知義務」といいます。）があります。申込書の記載事項のうち特に重要な事項について、故意または重大な過失によって事実と相違することを記載したり、記載しなかったりした場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (2) 契約締結後における留意事項
契約後に次の変更等が生じる場合は、必ず事前に担当取次店または弊社に通知ください。通知がない場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - ・ 重複保険契約、または同一の住宅に対して付保される本契約と同種の危険を担保する保険契約を他の住宅瑕疵担保責任保険法人または保険者と締結しようとするとき、またはそれらの契約が存在することを知ったとき
 - ・ 保険契約申込書の記載事項につき変更をしようとするとき、または変更が生じたことを知ったとき

※その他のご留意いただきたい事項は、「あんしん大規模修繕工事瑕疵保険（契約内容のご案内）」をご確認ください。

関連商品のご案内

住宅履歴情報サービス



住宅の新築や修繕、改修・リフォーム等を行った際の設計・施工、維持管理、権利及び資産に関する情報－住宅履歴情報－を最大30年間蓄積するサービスです。住宅履歴情報が蓄積されていると、家の構造や修繕の経緯がわかるため、的確・合理的なリフォームにつながり、売買する際も住宅の資産価値が適切に評価できます。居住者（所有者）様に喜ばれ、他社との差別化につながるサービスです。



住宅履歴情報サービスキャラクター「あんしんはーと！」

サービスのご注意

- 蓄積サービスは履歴サポート事業者（以下事業者）が行います。
- オプションにて、蓄積した情報（事業者営業情報）を事業者が閲覧できます。
- 事業者登録は1年更新となります。
- 料金等は住宅あんしん保証までお問い合わせ下さい。

サービス利用者	住宅所有者、管理組合など
蓄積期間	10年 (更新により30年までは無料)

住宅あんしん保証 出資企業



わたし達は、高品質な住まいづくりとお施主様のあんしん、そして優良な住宅ストック形成に貢献致します。



■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テプコビル6階
TEL.03-3562-8122 FAX.03-3562-8031
お客様相談室 TEL.03-6824-9095
ホームページ <http://www.j-anshin.co.jp>

●カタログ記載内容 / 2014年3月現在
●本カタログに記載しております内容は予告なく変更される場合があります。 P-0901-1403-1

お問い合わせは



あんしん 大規模修繕工事 瑕疵保険



株式会社住宅あんしん保証は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）第17条第1項の規定に基づき、平成20年5月12日に国土交通大臣より指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人です。



これからのマンション修繕工事は信頼性が重要です！

これからのマンション修繕工事は信頼性が重要です



大規模修繕は長期修繕計画に基づき実施されます

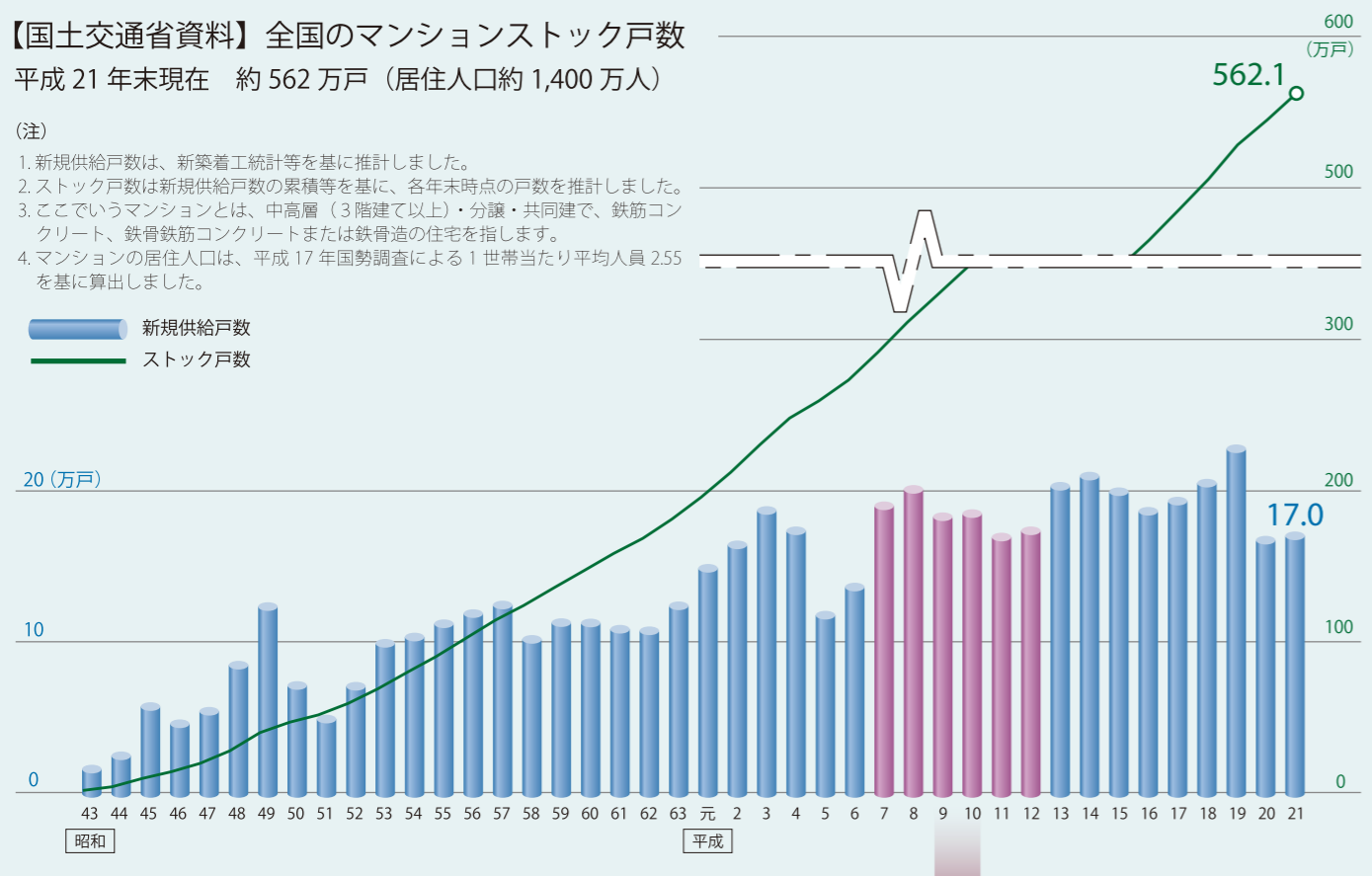
(長期修繕計画の作成は昭和 62 年度で 65% だったものが平成 20 年度には 89% になっています。)

【国土交通省資料】全国のマンションストック戸数
平成 21 年末現在 約 562 万戸 (居住人口約 1,400 万人)

(注)

1. 新規供給戸数は、新築着工統計等を基に推計しました。
2. ストック戸数は新規供給戸数の累積等を基に、各年末時点の戸数を推計しました。
3. ここでいうマンションとは、中高層 (3 階建て以上)・分譲・共同建で、鉄筋コンクリート、鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄骨造の住宅を指します。
4. マンションの居住人口は、平成 17 年国勢調査による 1 世帯当たり平均人員 2.55 を基に算出しました。

■ 新規供給戸数
■ ストック戸数



長期修繕計画の計画期間

「26～30 年」が 32.5% と最も多く、次いで「21～25 年」が 16.3% となっている。計画期間の平均は 23.8 年であり、完成年次が新しくなるほど長くなる傾向にある。

マンション修繕工事平均実施時期

施工箇所によって異なるが、約 9～15 年で一通りの改修を行うケースが多い。

平成 7 年～12 年の供給戸数 109.8 万戸

鉄部塗装等	8.7 年
外壁塗装等	11.8 年
屋上防水	11.5 年
給水設備	13.7 年
排水設備	14.8 年

出典：国土交通省「平成 20 年度マンション総合調査結果について」

築 9～15 年のマンション約 110 万戸分の住棟に修繕が予想されます。

新築着工が伸び悩む中、これからは修繕工事も収益の柱としましょう。



国のマンション政策の例

マンション建替え円滑化法

施行 平成 14 年 6 月 19 日

マンションを建替えるとき、建替えを計画するときに関係する法律で、建替えを円滑に進めるための様々な手続きや方法が定められています。

建築基準法第 12 条に基づく定期報告制度の見直し

施行 平成 20 年 4 月 1 日

一定規模以上の共同住宅等の所有者・管理者は建物等を適切に維持管理するとともに、定期的な調査・検査の結果を特定行政庁に報告する内容が厳格化されました。(例：外壁タイルの全面打診の義務化など)

長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント

策定 平成 20 年 6 月

「マンション管理標準指針」に基づいた、長期修繕計画の基本的な考え方、及び作成・見直しするための標準的な様式と使用する上での留意点を示した「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」を策定。



国は快適なマンション生活と良質なマンションストック形成のため、

- 管理組合の支援や住民トラブルの相談体制整備
- 長期修繕計画の普及促進
- 修繕や建替えの促進 などの政策を推進しています。



修繕の際の、施工業者の資力確保については・・・

修繕



住宅瑕疵担保責任保険

住宅瑕疵担保履行法
平成 21 年 10 月 1 日からスタート

これからは大規模修繕にも瑕疵保険を！

信頼できる修繕を行うことが……

将来の安心

資産管理

建物のライフサイクルコストの抑制

につながります。

解説 大規模修繕とは

当該保険では、マンション各部の部材や設備の劣化部の修理や取替えを行い、性能・機能を支障のない状態まで回復させる行為として、共用部 (給排水管路・配線等は専有部の設備機器接続部まで含む) において一定の年数の経過毎に計画的に実施される工事を大規模修繕と呼びます。

大規模修繕の際は 修繕工事の瑕疵保険に入りましょう！

商品内容



大規模修繕を発注するにあたっての不安や疑問

修繕工事の説明をうけたけど・・・
「万が一瑕疵があったり、その時、工事業者が倒産していたらどうしよう？」
「工事業者だけに検査をまかせておいて大丈夫？」
「この工事業者は信用できるの？」



中古で買ったマンションだけど、
これまでどんな修繕・補修を
してきたんだろう？

将来売却する際に
この修繕・補修は査定に
有利になるの？

修繕工事の安心

修繕の瑕疵を保険でバックアップします

工事完了後、修繕工事を実施した対象部分に万が一瑕疵があっても、
5年間保険によるバックアップで資力確保できます。

保険法人の検査員が現場検査をします

保険法人による現場検査を実施しますので、瑕疵の防止はもちろん、
発注者により安心を提供できます。

保険加入時には、
現場検査実施！



便利機能(無料)をプラス！

工事の予定・進捗をインターネットで発注者が閲覧できます

発注者(管理組合等)が修繕工事の検査写真などを閲覧できます。また、住宅あんしん保証と検査
情報の共有もはかることができます。更に、「本日の作業内容」「洗濯情報」などを用意し、発注者に
工事関連情報のお知らせができます。(システム名称:あんしん掲示板)



(イメージ)

住宅履歴情報を蓄積することができます オプション

住宅あんしん保証
住宅履歴情報サービス **あんしんいさがるて**

大規模修繕をきっかけに、修繕・補修あるいは、新築時の設計図書などの住宅履歴情報を蓄積するサービスです。
(共用部の情報と所有者の専有部の情報の両方を蓄積できます)

①管理組合で情報の共有化ができます

今まで、どんな修繕・補修工事を行い、これからどういう維持管理をすればよいか、
わかりやすくなります。定期的に代わる管理組合の理事会メンバーの負担も少なくなります。

②データの保管が確実にできます

(1) 管理組合、管理会社、工事業者等により保管されていた資料などを電子データ化することで、
紛失や劣化することなく保管できます。
(2) 今まで資料を保管していた場所が有効に使えます。



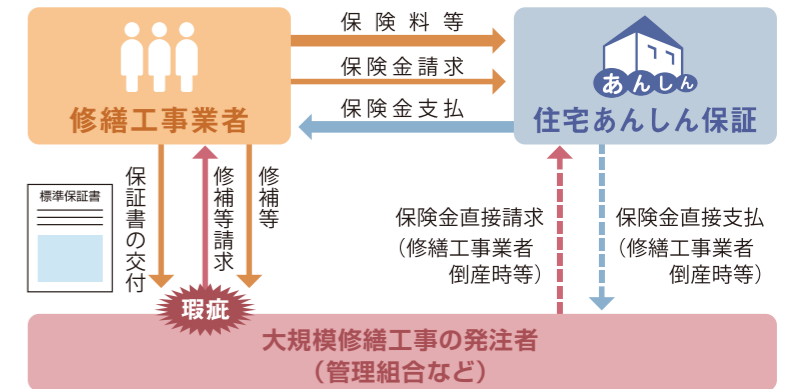
③マンションを売却する際は、検査・修繕記録が査定に役立ちます

マンション購入をお考えの方にも、安心をPRできます。



保険のしくみ

保険の対象となる大規模修繕工事(以下「保険対象工事」)において工事を実施した部分(以下「保険対象部分」)に瑕疵があった場合に請負人である修繕工事業者(以下、「被保険者」)が発注者に対して瑕疵担保責任を負担することによって生じた損害について保険金をお支払いします。また、被保険者が倒産などの事由により瑕疵担保責任を履行できない場合には、発注者が直接保険金の請求をすることができます。

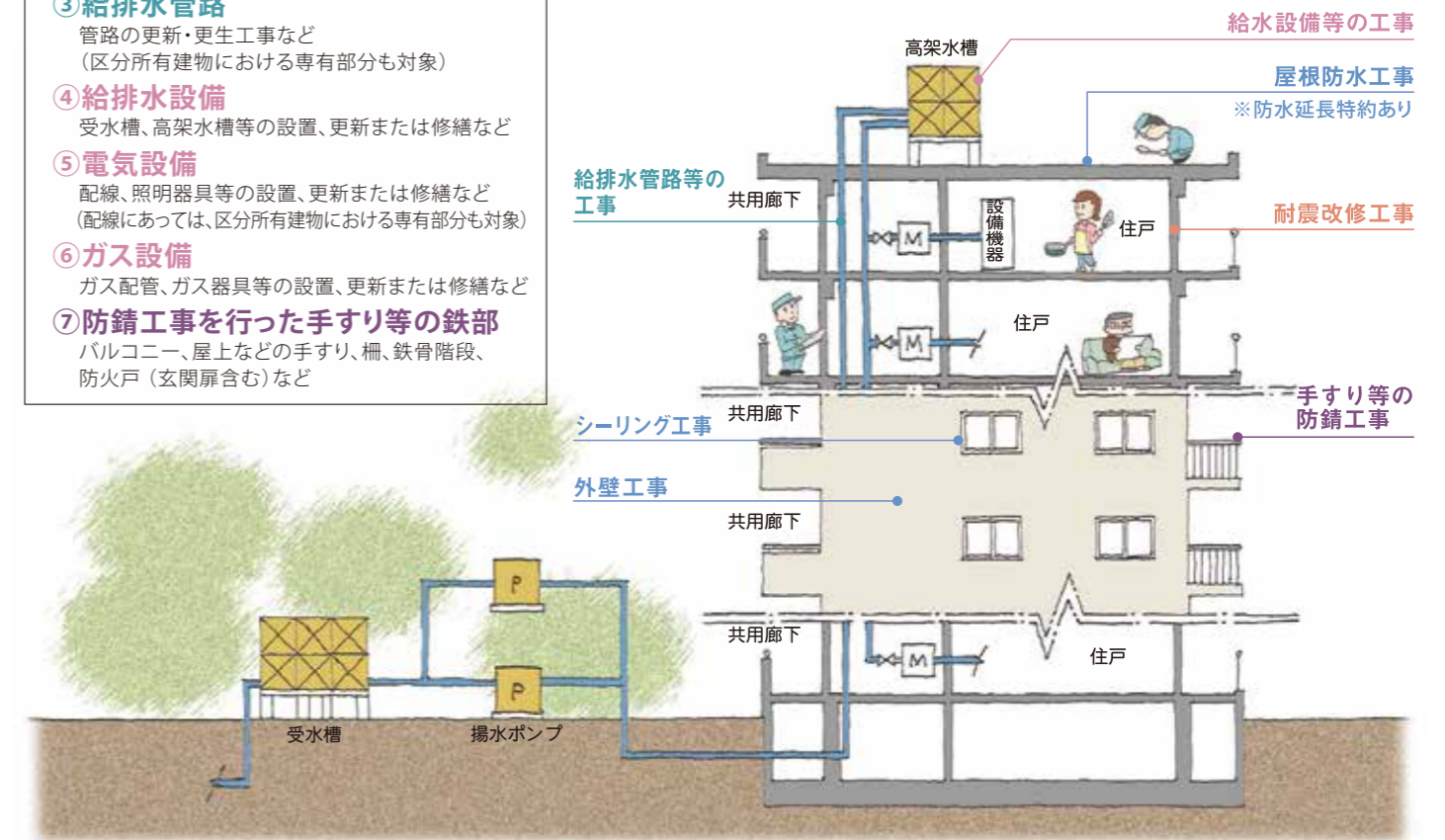


保険対象となる部分

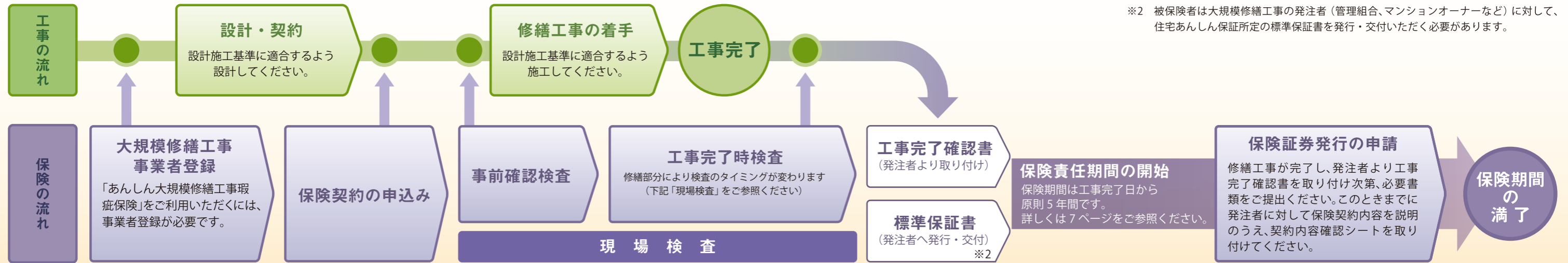
被保険者が発注者との間で締結した工事請負契約に基づいて修繕工事を実施した以下の部分および設備を対象とします。

- ① **構造耐力上主要な部分**
耐震改修工事など、柱・梁・壁工事など
- ② **雨水の浸入を防止する部分**
外壁工事、シーリング工事、屋上防水工事、サッシ工事など
- ③ **給排水管路**
管路の更新・更生工事など
(区分所有建物における専有部分も対象)
- ④ **給排水設備**
受水槽、高架水槽等の設置、更新または修繕など
- ⑤ **電気設備**
配線、照明器具等の設置、更新または修繕など
(配線にあっては、区分所有建物における専有部分も対象)
- ⑥ **ガス設備**
ガス配管、ガス器具等の設置、更新または修繕など
- ⑦ **防錆工事を行った手すり等の鉄部**
バルコニー、屋上などの手すり、柵、鉄骨階段、防火戸(玄関扉含む)など

(注) 保険にご加入いただくためには、大規模修繕工事に左記「保険対象となる部分」に記載の①～⑥のいずれかの部分または設備に対する工事が含まれていることが必要です。⑦の部分に対する単独工事については保険にご加入できませんので注意願います。



事業者登録から保険期間満了までの流れ



事業者登録時

※1 既取引事業者：既に住宅あんしん保証の他のサービスで届出・登録済みの事業者です。

事業者登録料：24,000円(税別) [登録更新は1年ごとで、更新登録料は新規登録時と同額の24,000円(税別)となります。]

必要書類	新規事業者	既取引事業者※1
1. 事業者登録申請書		必須
2. 預金口座振替依頼書	必須	—
3. 建設業許可証の写し		—

- 保険をご利用いただくためには、事前に事業者登録が必要となります。
- あらかじめ登録のための審査があります。また、建設業許可を受けていない事業者は登録を行うことができません。
- 事業者登録にあたって、住宅あんしん保証および一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会(以下「住宅瑕疵保険協会」)のホームページに会社名、連絡先、当該保険の付保実績が公表されることについて、承諾いただく必要があります。

保険申込時

必要書類	
1. あんしん大規模修繕工事瑕疵保険契約申込書	必須
2. 「工事請負契約書」の写しまたは「発注書+工事請書」の写し (請負契約書等と工事請負約款が一体で構成されている場合は、工事請負約款も必須)	
3. 「工事費見積書」の写しまたは工事費が確認できる資料	
4. 設計図書	
・ 付近見取図	
・ 配置図	
・ 平面図	
・ 立面図またはこれに代わる図面等	
5. 工事内容明細書(工事概要書等の工事の概要がわかる資料)	工事内容および対象住棟により異なります
6. 工事仕様書または特記仕様書等の施工に必要な工事の基準のわかる資料	
7. 構造図等(構造耐力上主要な部分の工事を伴う場合のみ)	
8. 『新耐震基準等』に適合することが確認できる資料 (大規模修繕工事に構造耐力上主要な部分の新設または撤去を伴う工事が含まれる場合のみ)	

保険証券発行申請時

必要書類

1. あんしん大規模修繕工事瑕疵保険 保険証券発行申請書	必須
2. 契約内容確認シート	
3. 工事完了確認書	
4. 標準保証書の写し	

現場検査

保険に加入するにあたって、必ず以下の時期に現場検査を実施します。

検査時期	工事着工前		工事完了時			
	現場検査①※3	事前確認検査	現場検査②	現場検査③	現場検査④	現場検査⑤※3
保険対象となる修繕工事部分	現場検査①※3	事前確認検査	現場検査②	現場検査③	現場検査④	現場検査⑤※3
			構造部分の修繕 最下階完了時検査	構造部分の修繕 最上階完了時検査	防水部分の修繕 一足場撤去前	設備等の修繕 完了時検査
(A) 構造耐力上 主要な部分	○		○	—	○ (階数が3以下) ○ (階数が4以上)	
(B) 雨水の浸入を 防止する部分	○				○	
(C) 給排水管路 各設備	○					○
(D) 手すり等の 鉄部※4	○					○

検査回数

- 例1：構造(階数3以下)の場合→2回
- 例2：構造(階数4以上)の場合→3回
- 例3：雨水+手すり等の修繕工事の場合→3回
- 例4：給排水管路(各設備)の工事の場合→2回

※3：現場検査①では(A)~(D)、現場検査⑤では(C)・(D)の工事内容で対象となるものを同日に行います。
※4：「手すり等の鉄部」単独での保険申込はお受けできません。

検査項目および検査方法の詳細につきましては住宅あんしん保証までお問い合わせください。



契約対象

保険対象工事

以下のすべての条件を満たす大規模修繕工事とします。

- ① 既に人の居住の用に供したことがある大規模(※1)共同住宅の共用部分(※2)に対する大規模修繕工事(※3)であること
 - ※1 延床面積が500㎡以上または階数が4以上(地階を含む)とします。
 - ※2 区分所有法第1条の区分所有でない共同住宅の場合にあつては、共用部分に相当する部分とします。
 - ※3 構造耐力上主要な部分の大規模修繕工事を伴う場合は、新耐震基準等を満たす住宅(以下のいずれかに該当する住宅)に対する大規模修繕工事に限ります。
 - イ. 建築確認日が昭和56年6月1日以降の住宅
 - ロ. 建築確認日が昭和56年5月31日以前、または不明の場合で、新耐震基準等に適合することが確認できる住宅
 - ハ. 上記イまたはロにより新耐震基準等が適合することが確認できた後に、構造耐力上主要な部分の新設または撤去を含むリフォーム工事等が行われた住宅で、新耐震基準等に適合することが確認できる住宅
- ② 基礎の新設または撤去を伴う工事を含まないこと
- ③ 管路および設備の解体・撤去・分解もしくは取片づけ工事または清掃作業のみを対象とする工事ではないこと

保険契約者・被保険者

住宅あんしん保証に大規模修繕工事に関する事業者登録をしている事業者(以下「大規模修繕工事登録事業者」)で、大規模修繕工事を実施する建設業者とします。

保険期間



保険対象工事を含む工事請負契約で約定したすべての工事を完了した日

※1 「あんしん大規模修繕工事瑕疵保険」においては、発注者との請負契約におけるすべての大規模修繕工事が完了したことを「工事完了確認書(発注者の署名または記名捺印が必要となります。)」を住宅あんしん保証に提出いただくことにより通知いただき、当該書面の確認日を以って、大規模修繕工事の完了日とします。

※2 雨水の浸入を防止する部分のうち、次のいずれかの部分全体に対して防水に係る修繕工事を実施した場合に当該修繕実施部分の保険期間を10年間とする「防水工事に係る保険期間延長特約条項」をオプションとしてご用意しております。

- 勾配屋根
- 陸屋根の屋上部分(ただし、バルコニーを除く)
- 乾式外壁仕上げの外壁

保険金を支払う場合

(1) 被保険者が、保険対象部分の瑕疵によって右記のいずれかの事由が生じたことにより、発注者に対し瑕疵担保責任(住宅あんしん保証所定の標準保証書に定める範囲の瑕疵担保責任に限り、)を負担することによって生じた損害について、保険金をお支払いします。

【保険金支払い事由】

- ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと
- ② 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさないこと
- ③ 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと
- ④ 給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われること
- ⑤ 防錆工事を行った手すり等の鉄部が通常有すべき安全性を満たさないこと(ただし、防錆工事に由来する瑕疵に起因するものに限り、)

(2) 上記(1)の①～⑤のいずれかの事由が生じた場合に、被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合には、発注者が直接保険金を請求することができます。

※(注)上記(1)(2)について、保険契約約款により免責事由に該当する場合など保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

(3) 故意・重過失損害の取扱いについて

被保険者の故意・重過失を原因とする損害については、被保険者には保険金をお支払いしません。しかしながら、被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合には、被保険者の故意・重過失を原因とする損害であっても発注者に対して保険金をお支払い(※)します。

※ただし、発注者が住宅建物取引業者の場合は、故意・重過失損害は支払対象外となりますので、ご注意ください。

支払う保険金の種類

保険金の種類	内 容	保険金の種類	内 容
修補費用・損害賠償保険金	瑕疵による事故を修補するために必要な材料費、労務費、その他直接修補に要する費用 ※補修が著しく困難な場合等は修補に代わり損害賠償金	事故調査費用保険金	事故が発生したことにより修補が必要となる場合に、修補が必要な範囲、修補の方法または修補の金額を確定するために調査に要した費用
争訟費用保険金	瑕疵担保責任に関する解決のために必要となる訴訟、裁判上の和解もしくは調停または仲裁もしくは示談に要した費用	仮住まい費用保険金	大規模修繕工事を実施した住宅の修補期間中に転居を余儀なくされた住宅居住者から請求を受けた宿泊、住居賃借または転居に要した費用
求償権保全費用保険金	事故につき被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合に、その権利の保全または行使について必要な手続きを行うために要した費用	駐車場賃借費用保険金	瑕疵による事故を修補する際に、足場の設置により駐車場施設からの車の移動を余儀なくされた住宅居住者から請求を受けた駐車場賃借に要した費用

保険金額(支払限度額)

大規模修繕工事の請負金額により自動的に保険金額(支払限度額)が決定します。

大規模修繕工事の請負金額帯(税込)	保険金額(支払限度額)	大規模修繕工事の請負金額帯(税込)	保険金額(支払限度額)
1,000万円以下	1,000万円	8,000万円超 9,000万円以下	9,000万円
1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円	9,000万円超 1億円以下	1億円
2,000万円超 3,000万円以下	3,000万円	1億円超 1.5億円以下	1.5億円
3,000万円超 4,000万円以下	4,000万円	1.5億円超 2億円以下	2億円
4,000万円超 5,000万円以下	5,000万円	2億円超 3億円以下	3億円
5,000万円超 6,000万円以下	6,000万円	3億円超 4億円以下	4億円
6,000万円超 7,000万円以下	7,000万円	4億円超	5億円
7,000万円超 8,000万円以下	8,000万円		

支払限度額について

項 目	支 払 限 度 額						
1契約あたりの支払限度額	1契約あたり1,000万円から5億円の間で、保険対象工事を含む請負契約の総請負金額に応じて決定します。						
	次の費用については、1契約あたりの支払限度額の内枠で、以下に記載する金額を限度としますので、ご注意ください。						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>【事故調査費用】</th> <th>【仮住まい費用】</th> <th>【駐車場賃借費用】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1回の事故につき瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または200万円のいずれか小さい額を限度に、その実額を支払います。</td> <td>1回の事故につき1住戸あたり50万円を限度に、その実額を支払います。</td> <td>1回の事故につき1車あたり5万円を限度に、その実額を支払います。</td> </tr> </tbody> </table>	【事故調査費用】	【仮住まい費用】	【駐車場賃借費用】	1回の事故につき瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または200万円のいずれか小さい額を限度に、その実額を支払います。	1回の事故につき1住戸あたり50万円を限度に、その実額を支払います。	1回の事故につき1車あたり5万円を限度に、その実額を支払います。
【事故調査費用】	【仮住まい費用】	【駐車場賃借費用】					
1回の事故につき瑕疵の修補に要した費用の10%(この金額が10万円以下の場合は10万円)または200万円のいずれか小さい額を限度に、その実額を支払います。	1回の事故につき1住戸あたり50万円を限度に、その実額を支払います。	1回の事故につき1車あたり5万円を限度に、その実額を支払います。					
1大規模修繕工事業者(1被保険者)あたりの支払限度額	同一事業年度(※)に、当該大規模修繕工事業者と住宅あんしん保証との間で締結したすべての大規模修繕工事瑕疵担保責任保険契約およびリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約(以下「大規模修繕工事等瑕疵担保責任保険契約」といいます。)の保険金額の総合計額の10%または10億円のいずれか大きい額を限度とします。						
保険期間中支払限度額	住宅あんしん保証が同一事業年度(※)に締結したすべての大規模修繕工事等瑕疵担保責任保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算して、30億円を限度とします。						
同一事業年度支払限度額	同一事業年度(※)の間に住宅あんしん保証に報告がなされたすべての事故に対して支払われる保険金は、住宅あんしん保証が締結したすべての大規模修繕工事等瑕疵担保責任保険契約により支払われる保険金を通算して、30億円を限度とします。						

※同一事業年度とは、4月1日から1年の間をいいます。



保険金の算出方法

支払限度額を限度として、右記の式により算出された額を保険金としてお支払いします。

※被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できない場合には、縮小てん補割合を100%とします。(ただし、発注者が宅地建物取引業者の場合は、縮小てん補割合は80%となります。)

$$\begin{aligned} & (\text{修補費用・損害賠償保険金} + \text{争訟費用保険金} \\ & \quad - 10 \text{万円}) \times 80\% (\text{※}) \\ & + \text{求償権保全費用保険金} + \text{事故調査費用保険金} \\ & + \text{仮住まい費用保険金} + \text{駐車場賃借費用保険金} \end{aligned}$$

保険料等

保険料等の構成

保険料等とは、保険料と現場検査料を加算した額となります。

※工事の地域・場所による料金の違いはありません。 ※保険をご利用いただくためには、別途大規模修繕工事事業者登録料が必要となります。

※保険料は非課税です。現場検査料には消費税が含まれています。

■ 保険料

次の式により算出された金額となります。

$$\text{保険料 1} + \text{保険料 2} + \text{加算保険料} + \text{特約保険料}$$

保険料 1 「あんしん大規模修繕工事瑕疵保険」の基本保険料です。保険対象部分の組み合わせおよび保険金額によって保険料が異なります。

保険料 2 故意・重過失損害再保険料、保険協会審査会費用に関する料金です。

加算保険料 保険対象部分に「手すり等の鉄部」が含まれる場合に加算する保険料です。

特約保険料 「防水工事に係る保険期間延長特約条項」等を付帯する場合に加算する保険料です。

■ 現場検査料

工事着工前検査と工事完了時検査の検査料の合計金額になります。

工事着工前検査		工事完了時検査		
事前確認検査料	+	各検査における検査料	a. 最下階構造検査料	b. 最上階構造検査料
延床面積を問わず 一律料金		d. 設備等検査料	e. 手すり等鉄部検査料	c. 防水検査料
検査の種類および延床面積によって異なります				

※工事完了時に実施する現場検査は、保険対象工事の内容によって実施する検査内容が異なります。

保険料等の例

(1) 工事内容：防水のみ、請負金額：5,500万円(保険金額：6,000万円)、延床面積：4,800㎡の住棟に対する工事(防水工事に係る保険期間延長特約付き)

① 保険料(非課税)

保険料 1	+	保険料 2	+	特約保険料	=	保険料合計
127,450円		6,600円		47,660円		181,710円

② 現場検査料(8%税込)

工事着工前	+	工事完了時	=	現場検査料合計
事前確認検査		防水検査		
52,250円		54,720円		106,970円

③ 保険料等 (①保険料+②現場検査料の合計)

保険料等				
181,710円	+	106,970円	=	288,680円

(2) 工事内容：設備部分のみ、請負金額：3,000万円(保険金額：3,000万円)、延床面積：1,800㎡の住棟に対する工事

① 保険料(非課税)

保険料 1	+	保険料 2	=	保険料合計
94,200円		3,300円		97,500円

② 現場検査料(8%税込)

工事着工前	+	工事完了時	=	現場検査料合計
事前確認検査		設備等検査		
52,250円		33,890円		86,140円

③ 保険料等 (①保険料+②現場検査料の合計)

保険料等				
97,500円	+	86,140円	=	183,640円

保険料等につきましては、料金構成が複雑なため、物件毎にお見積りを致します。住宅あんしん保証までお問い合わせ下さい。

免責金額・縮小てん補割合

保険金の種類	免責金額	縮小てん補割合
修補費用・損害賠償保険金	1事故につき 10万円	80%(※)
争訟費用保険金		
求償権保全費用保険金	適用なし	100%
事故調査費用保険金		
仮住まい費用保険金		
駐車場賃借費用保険金		

(1) 修補費用・損害賠償保険金については、1事故につき10万円の免責金額と80%の縮小てん補割合が適用されます。

(2) 求償権保全費用保険金、事故調査費用保険金、仮住まい費用保険金および駐車場賃借費用保険金については免責金額、縮小てん補割合ともに適用されません。

※被保険者が倒産などの事由により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合には、縮小てん補割合を100%とします。

(ただし、発注者が宅地建物取引業者の場合は、縮小てん補割合は80%となりますので、ご注意ください。)

保険金をお支払できない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●被保険者(被保険者との間で締結された下請負契約の請負人、およびこれらの者から重層的に契約が締結されたいずれの下請負人も含みます。)、またはそれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失

●洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻き、豪雨もしくはこれらに類する自然現象または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由

●土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流出・流入または土地造成工事の瑕疵

●保険対象部分の虫食い・ねずみ食いもしくは保険対象部分の性質による結露または瑕疵によらない保険対象住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由

●保険対象工事の保険期間開始後に行われた保険対象住宅の増築・改修・修補の工事またはそれらの工事部分の瑕疵

●保険対象工事に伴い設置、更新または修繕された給排水管路、給排水設備、電気設備またはガス設備の機器・器具、または設備自体の不具合(ただし、保険対象工事の瑕疵に起因して発生した不具合を除きます。)

●給排水設備、電気設備またはガス設備の瑕疵より発生した火災・破裂・爆発による被害

●住宅あんしん保証所定の標準保証書の規定を超える約定によって定められた瑕疵担保責任に対する損害

上記の他にも保険金をお支払いできない場合があります。詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」に記載されておりますので、ご確認ください。

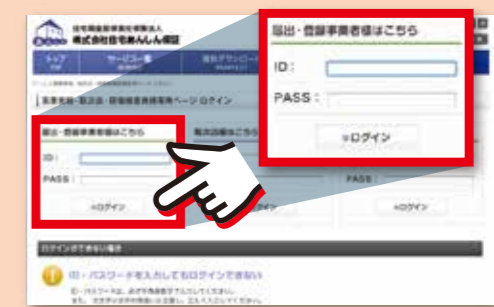
専用ページへのログイン方法

各種帳票・検査チェックシート等は、住宅あんしん保証のホームページからダウンロードできます。

1 住宅あんしん保証のホームページ(<http://www.j-anshin.co.jp>)を開き、『届出事業者様・取次店様・現場検査員様専用ページ』をクリックします。



2 『届出事業者様はこちら』の欄に『ID』と『パスワード』を入力し、『ログイン』をクリックします。 ※ログインに必要なID、パスワードは事業者登録完了後にご連絡いたします。



3 届出事業者様専用ページ「帳票・資料ダウンロード」から必要な帳票をダウンロードのうえご利用下さい。『資料ダウンロード』からダウンロードしたい項目をクリックすると開きます。

